

(広報資料)

平成 22 年 6 月 8 日
都 市 計 画 局
〔 担当：歩くまち京都推進室 〕
T E L 2 2 2 - 3 4 8 3

「京都市駐車施設に関する基本計画」及び 「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」の改定について ～脱「クルマ中心」社会の実現に向けた新たな駐車施設施策～

京都市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定しました。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」（以下「協議会」という。）において検討を進め、平成22年2月から3月には市民意見を募集しました。

この度、協議会の検討及び市民の皆様の御意見を踏まえ、下記の概要により別添のとおり「京都市駐車施設に関する基本計画」（以下「駐車施設基本計画」という。）及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」（以下「駐車場整備計画」という。）を改定しましたので、お知らせします。

記

1 「駐車施設基本計画」及び「駐車場整備計画」の改定の背景等について

	改定前	改定の背景	改定の方針
京都市駐車施設に関する基本計画	平成8年に京都市全域の駐車場政策のマスタープランとして策定し、駐車需要に応じた駐車施設の整備を図った。	平成22年1月に本市の交通まちづくりのマスタープランとなる「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定し、これまでのクルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指している。	これまで、駐車需要を満たすよう駐車施設の整備を推進してきたが、 <u>今後は、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現を目指し、自動車利用の抑制に向けて、新たな駐車施設の整備を抑制し、既存駐車施設の有効活用を図る。</u>
京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画	平成9年に策定し、駐車場整備地区において、公共による大規模駐車施設の整備や駐車場条例に基づく附置義務制度による駐車場の整備を行ってきた。		

2 計画に掲げる主な施策

- (1) 脱「クルマ中心」社会に向けて、新たな駐車施設の整備を抑制する主な施策
 - ・建築物の用途区分に柔軟に対応できる附置義務制度への見直し
 - ・公共交通利用促進策の計画・実施に対する附置義務の引き下げ
 - ・市内全域一律ではなく、地域特性に応じて柔軟に対応できる駐車施設整備に関する基準等の策定 など
- (2) 既存駐車施設の有効活用に向けた主な施策
 - ・自動二輪車用駐車施設の確保
 - ・荷捌き用駐車施設の確保 など

3 今後の予定

両計画の改定を踏まえて、駐車場条例の改正を検討するとともに、大規模小売店舗の駐車場の地域特性に応じたあり方などを検討し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を進めていきます。

<参考>主な協議経過

第1回協議会 平成21年2月5日(木)

- ・会議の目的及びスケジュール
- ・駐車場整備地区における現状と課題

第2回協議会 平成21年6月22日(月)

- ・「駐車施設基本計画」の改定に向けた基本方針の検討
- ・「駐車場整備計画」の改定に向けた論点整理

第3回協議会 平成21年7月22日(水)

- ・「駐車場基本計画」の改定に向けた施策内容の検討

第4回協議会 平成21年9月1日(火)

- ・「駐車施設基本計画」の改定に向けた骨子案の検討
- ・「駐車場整備計画」の改定に向けた項目整理

第5回協議会 平成22年2月3日(水)

- ・「駐車施設基本計画」の改定に向けた素案の検討
- ・「駐車場整備計画」の改定に向けた素案の検討

市民意見募集 平成22年2月17日(水)～平成22年3月9日(火)

第6回協議会 平成22年3月18日(木)

- ・「駐車施設基本計画」(素案)及び「駐車場整備計画」(素案)に対する市民意見募集結果の対応について

第7回協議会 平成22年3月25日(木)

- ・「駐車施設基本計画」及び「駐車場整備計画」の改定について